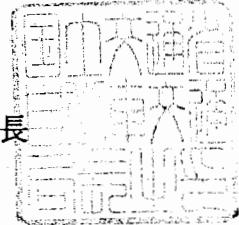


国自整第 88 号の 2
平成 20 年 10 月 14 日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長



大型特殊自動車（日立建機株式会社）の不正な改造等に係る車両の改修報告等
について

今般、大型特殊自動車の製作者である日立建機株式会社が、ショベル・ローダ
の新規検査受検後に、手すり、昇降ステップ等の部品装着、バケット置き台の
補強等の不正な改造又は架装を実施し、道路運送車両の保安基準に不適合な状
態、又は自動車検査証の記載事項と相違した状態で納車していた事実が、別添
の同社報告により判明した。

この行為は、道路運送車両法に違反する行為であり、同法の目的である「車両
の安全性の確保」を阻害するのみならず、ひいては、自動車関係業界の社会的
信用を失墜するものであるため、平成 20 年 10 月 14 日、同社に対して嚴重
注意するとともに、使用者の特定及び不正な改造等の有無の確認を速やかに完
了させ、不正な改造等が行われた車両について使用者にその旨を周知するとと
もに車両の改修を早急に行い、また、再発防止策の実施に万全を期すよう、別
紙のとおり、業務改善を指示したところである。

については、貴局より、同社に対して、道路運送車両法第 54 条の 3 の規定に基
づき、不正な改造等が行われた車両の改修状況について定期的な報告を求め
るとともに、当該報告を当局あて報告されたい。また、改修の進捗状況及び再発
防止策の実施について監視しつつ、必要に応じ、立入調査を実施するなど、同
社を指導・監督されたい。